

第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議設置要項

（目的）

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく愛知県の教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を検討するため、第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、基本計画の中でも根幹となる方針の部分を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく愛知県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とすることを念頭において検討するものとする。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

（1）基本計画の検討に関すること。

（2）その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関するここと。

（構成）

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員により構成する。

2 検討会議には座長及び副座長を置く。座長、副座長は委員の中から互選する。

3 教育委員会教育長及び県民生活部長は、必要に応じて、専門的な事項について検討するための部会を設置することができる。

（運営）

第4条 検討会議は教育委員会教育長及び県民生活部長が召集するものとする。

2 座長は、会議を総括し、会議の進行に当たる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のとき又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合及び会議を公開することにより、会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、検討会議で、一部又は全部を開示しない旨を決定したときは、この限りではない。

2 会議の傍聴について必要な事項は別途定める。

（設置期間）

第6条 検討会議の設置期間は平成27年5月11日から平成28年3月31日までとする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、県民生活部学事振興課の協力を得て、教育委員会事務局管理部総務課教育企画室において処理する。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月11日から施行する。

(別表)

第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議 委員名簿

| 氏 名 | 所 属 | 役 職 |
|--------|------------------------------|---|
| 池田 滋幸 | 愛知県小中学校 P T A 連絡協議会 | 会長 |
| 石田 正城 | 愛知県私学協会 | 会長 |
| 犬塚 尚美 | 特定非営利活動法人 キャリアデザインフォーラム | 代表理事 |
| 小川 和夫 | 愛知県公立高等学校長会 | 会長 |
| 加藤 千博 | 愛知県小中学校長会 | 会長 |
| 加藤 正俊 | 愛知県都市教育長協議会 | 会長 |
| 國枝 秀世 | 名古屋大学 | 理事・副総長 |
| 齋藤 善郎 | 愛知県私立幼稚園連盟 | 副会長 |
| 柴田 好章 | 名古屋大学 | 大学院教育発達科学研究科 教育科学専攻 教授 |
| 清水 順三 | 愛知県経営者協会 | 会長 |
| 白井 正康 | 愛知教育大学 | 理事・地域連携センター長 |
| 杉山 美津夫 | 名古屋市立白鳥小学校 | 教諭 |
| 鈴木 真二 | 愛知県特別支援学校長会 | 会長 |
| 鈴村 紀代子 | 愛知県立長久手高等学校 | 教諭 |
| 瀧村 めぐみ | 愛知県公立高等学校 P T A 連合会 | 会長 |
| 土井 佳彦 | 特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海 | 代表理事 |
| 中島 博明 | 愛知県町村教育長協議会 | 会長 |
| 中西 義裕 | 愛知県専修学校各種学校連合会 | 副会長 |
| 中野 靖彦 | 愛知淑徳大学 | 文学部教育学科 教授 |
| 人見 明宏 | 愛知県立大学 | 教育支援センター長 外国語学部ヨーロッパ学科 ドイツ語圏専攻 教授 |
| 吉田 とき枝 | 愛知県国公立幼稚園・こども園長会 | 会長 |

(敬称略 五十音順 21名)